

# 国民年金保険料の 免除・猶予制度をご利用ください

本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下、または経済的理由などにより保険料の納付が困難な方のために、保険料の免除・猶予制度や学生納付特例制度があります。

保険料が未納のままでは、将来の老齢基礎年金に反映されず、減額や受け取れない場合があります。また、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した時に、障がい基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合もあります。保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず、保険料の免除・猶予や納付特例制度をご利用ください。

なお、平成27年9月までに限り、過去10年分まで納めることができる制度がありますのでご利用ください。

## 【免除・猶予制度の概要（平成27年度）】

制度名	免除後の月額保険料	老齢基礎年金額への反映割合 ( )は平成21年3月まで	前年所得の審査対象者	年金を受給するとき	後から保険料を納めたいとき
全額免除	0円	2分の1 (3分の1)	本人 (失業の場合は除く) + 世帯主 + 配偶者	保険料納付済期間と 同じ扱いです	10年以内なら納める ことができます  ※ただし、3年目以降 に納めるときには加 算金がつきます
4分の3免除	3,900円	8分の5 (2分の1)			
半額免除	7,800円	4分の3 (3分の2)			
4分の1免除	11,690円	8分の7 (6分の5)			
若年者納付猶予 (30歳未満)	0円	年金額に 反映されません	本人+配偶者		
学生納付特例	0円	年金額に 反映されません	本人のみ		
未納		年金額に 反映されません		年金が受けられない 場合があります	2年を過ぎると納め ることができません

※一部免除を受けた方でも、減額された免除後の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、忘れずに保険料の納付をお願いいたします。

※承認期間中の病気やケガが原因で障がい者になった場合には、障がいの程度に応じて障がい基礎年金が支給されます。ただし、承認期間以外に保険料の未納期間があると支給されないこともあります。

### 免除・猶予等の期間

- 各免除・猶予 7月から翌年6月
- 学生納付特例 4月から翌年3月

### 申請期限

- 平成27年度分の申請は随時受け付けています。
- 保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）について、さかのぼって免除等を申請できます。
- 過去分の免除等の申請は、申告が遅れると申請できる期間が短くなりますので、速やかに申請してください。

### 申請の際に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 雇用保険受給資格者証または離職票のコピー（失業の場合）
- 学生証の写しまたは在学証明書（学生の場合）

※申請年度の前年1月1日以降に清里町に転入された方は、前住所地で発行する所得証明書が必要です。

お問い合わせ先 町民課町民生活グループ（戸籍年金担当） 北見年金事務所（国民年金課）  
 ☎25-3577  
 ☎0157-25-9635